

入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、栃木県が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託に係る入札において、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出する工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 競争入札に付するすべての建設工事及び建設工事関連業務委託を対象とする。

（記載内容）

第3条 工事費内訳書等には、次の各号に定める事項を記載させるものとする。

- (1) 入札参加者名、工事名（業務名）、工事箇所名（委託箇所名）及び設計書等に記載する項目と同項目
- (2) 工事費（委託費）の内訳となる各項目に対応した金額及び合計額

（入札参加者への周知）

第4条 発注者は、工事費内訳書等の取扱いについて、一般競争入札にあつては入札公告又は入札説明書に、指名競争入札にあつては入札通知書に記載すること等により周知するものとする。

なお、具体的な周知内容については、栃木県建設工事関係事務要覧内の各入札公告共通事項、入札説明書共通事項及び入札通知書例によるものとする。

（工事費内訳書等の提出）

第5条 工事費内訳書等については、建設工事にあつては様式第1号（土木工事用）又は様式第2号（建築工事用）により、建設工事関連業務委託にあつては様式第3号（土木コンサル用）又は様式第4号（建築コンサル用）により作成し、電子入札システムにより、入札書の提出と併せ、電子ファイルで提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、工事費内訳書等を封書し、持参により提出させるものとする。

2 前項により提出された工事費内訳書等のうち、低入札価格調査制度の適用となる入札に係るものに当たっては、工事費内訳書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（工事費内訳書等の確認）

第6条 提出された工事費内訳書等は、原則、開札後に確認するものとする。ただし、談合情報があった場合又は入札参加者が不良・不適格な者と疑われる事実が確認された場合等で、工事費内訳書等の確認が必要と認められるときは、開札前に確認するものとする。

（不備があった場合の取扱い）

第7条 前条により確認した結果、次の各号に該当する場合は、低入札価格調査制度が適用となる建設工事に係る入札に限り、工事費内訳書に不備があるものとし、第1号及び第2号に該当する入札にあつては無効、第3号から第6号に該当する入札にあつては失格として取り扱うものとする。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書の内容が明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合
- (3) 入札参加者名、工事名、工事箇所名及び設計書等に記載する項目と同項目が記載されていない場合又は明らかに誤って記載されている場合（単純な誤字・脱字等は除く）
- (4) 工事費の内訳となる各項目に対応した金額が記載されていない場合又は誤って記載されている場合（千円未満の端数処理等に伴う誤差は除く）
- (5) 工事費内訳書の合計額が入札価格と整合しない場合
- (6) 第1号から第5号以外で発注者が不備があると判断した場合

附 則

- 1 この要領は、平成28年2月1日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。
- 2 当面の間、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建設業退職金共済掛金の項目及びそれに対応する金額が記載されていない又は誤って記載されている工事費内訳書については、第7条第3号及び第4号の場合には該当しないものとし、当該内訳書に係る取扱いについては別に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。